

第2回運営委員会における委員等からのコメントとその対応方針(案)

第2回運営委員会における委員等からのコメントとその対応方針(案)を表1に示す。

表1 第2回運営委員会におけるコメントとその対応方針(案)

No	委員等コメント	対応方針(案)
1	<p>【テーマ自由枠公募資料について①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ自由枠の申請様式には実証試験方法の提案が盛り込まれていたと記憶しているが、それを記載する箇所は申請書の「技術の性能を裏付ける申請者により作成された試験データと試験手法に関する情報」の項目か。そうであれば試験方法の提案等という補足的なことも様式の中に記入した方が申請者は分かりやすいと思う。(埼玉県環境検査研究協会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ自由枠公募資料に以下の文言を追記した。 「また、実証項目の測定にあたって、試験方法等の提案があれば併せて記載してください。」
2	<p>【テーマ自由枠公募資料について②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請様式を見ると「技術に関する概要(公開可能な情報として記載)」と「技術に関する情報」で言葉が微妙に違う。「副次的に発生する有害な環境影響」と「環境影響について」で環境影響についての表記があるが、わざわざ「有害な」という言葉を入れない方が日本語として妥当だと考える。日本語らしい日本語になるよう、再検討してほしい。(岡田委員) ・「技術に関する概要(公開可能な情報として記載)」と「技術に関する情報」をどちらも記入することは手間である。要求されていることを記載して、それを公開してもよいかどうか聞くだけというようにできないのか。(小林委員) ・「環境保全効果に関する情報」でも「有害な環境影響が少ないことについて説明してください。」との説明がある。「副次的に発生する有害な環境影響」同じことを書けばよいのか。(日本ミクニヤ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文言を「環境影響」に修正し、公開可能な情報と非公開情報の項目を合わせ、非公開情報については、あれば記載いただく形とした。 ・「環境保全効果」については、プラスの効果を記載いただく想定であり、紛らわしさを取り除くため「有害な環境影響が少ないこと」の注釈を削除した。
3	<p>【事業実施要領改定案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証申請者について、「実証申請者とは、技術の開発者や販売店等であり・・・」とあるが、書きぶりを見直して頂きたい。相談者の取り扱いが申請者と同じというのはどのような意味合いか。(小林委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証申請者の定義を以下のとおり修正することとした。 「実証申請者とは、技術の開発者、製造業者、販売店、代理人であり、実証機関等の技術公募に対して応募する者をいう。」
4	<p>【相談料の徴収について①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証申請者の書き方について、当該年度で相談するものはお金が取れない旨の説明があったが、当該年度以外において申請書を改善するために委員会で検討することを考えているのだが、その場合はお金を徴収してもよいのか。当該年度、という表現が重要な要件となっているのか。(福島委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度内の申請書作成以外に関する相談について、実証機関単体で対応する場合は基本的に相談料を徴収してもよいこととした。ただし、ETV事業で設置する技術実証検討会の中で議論いただく分については、謝金等は国負担となっているため、相談料は徴収できないこととした。

No	委員等コメント	対応方針(案)
5	<p>【相談料の徴収について②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4件の実証の相談を受けたが、実証まで達したものは2件のみであったという場合、資料不備等のため次年度に実証を延期するものについて相談料は取れるのかどうか。現地まで行ってアドバイスした後で辞退された場合どうするか。ケースバイケースで環境省からの意見照会の中で決めていくしかないと思うがどうか。(藤田座長) 	<ul style="list-style-type: none"> 年度内の実証を想定しての申請である限り、相談料は徴収できないが、年度内に実証できないことが確定した段階から相談を受ける分については、手数料を徴収してもよいこととしたい。
6	<p>【報告書作成要領について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者側が提案してきた実証内容に対して、実証したかどうかの回答は、実証結果の記載に含まれるのか、あるいは考察の中なのか。報告書作成要領の「考察の視点の例」の中のどれがそれに当てはまるのか。(河村委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ISO14034では、申請時に「技術の性能に関する情報」と「実証試験に係る実証項目案」を提出いただくこととなっており、その情報を以て実証機関が実証計画書を作成し、実証目標等を立てることになる。実証報告書では、それに対する考察を実証報告書作成要領の以下の考察の視点の中に記載することになる。 <p>記載する考察の視点の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> 期待される導入効果 技術としての新規性 比較可能な技術に対する優位性